

兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課  
 神戸市環境局事業系廃棄物対策室  
 姫路市市民生活局美化部産業廃棄物対策課  
 尼崎市環境市民局産業廃棄物対策担当  
 西宮市環境局環境緑化部産業廃棄物対策課

## 産業廃棄物管理票（マニフェスト）に関する 報告書の提出が必要です。

産業廃棄物を排出し、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という）を交付した事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という）第12条の3第6項に基づき、毎年6月30日までに前年の4月1日からその年の3月31日までの一年間に交付したマニフェストに関する報告書を事業場ごとに作成し、都道府県知事（政令市長）に報告する必要があります。

なお、マニフェストには「電子」と「紙」の2種類がありますが、電子マニフェストを使用した分については、都道府県知事（政令市長）に報告する必要はありません。

- 報告対象 前年4月1日～当年3月31日の間に産業廃棄物を排出し、紙マニフェストを交付した者  
 提出期限 毎年6月末日（末日が土日祝日の場合は、その前日）  
 提出書類 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（様式第3号）  
 報告内容 産業廃棄物の種類、運搬委託者、処分受託者ごとの排出量及びマニフェスト交付枚数、並びに運搬委託者及び処分受託者の名称、住所、許可番号等  
 提出先 県知事(各県民局).....産業廃棄物排出場所が兵庫県内（政令市所管地域除く）の場合  
 各政令市長 .....産業廃棄物排出場所が各政令市所管地域（神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市）の場合

様式等詳細については各行政庁にご確認ください。

	問い合わせ・提出先等	ホームページURL
兵庫県	(問い合わせ・提出先)各県民局県民生活部環境課 右記ホームページ参照	兵庫県環境HP「兵庫の環境」「お知らせ」に掲載
(下記政令市除く)	(その他問い合わせ)農政環境部環境管理局環境整備課 TEL:078-341-7711 (内線3350)	<a href="http://www.kankyo.pref.hyogo.jp/JPN/apr/index.html">http://www.kankyo.pref.hyogo.jp/JPN/apr/index.html</a>
神戸市	環境局事業系廃棄物対策室 TEL:078-322-5306 神戸市中央区加納町6-5-1	神戸市HP 神戸市の産業廃棄物の処理に関する審査・指導「Topics」に掲載 <a href="http://www.city.kobe.jp/cityoffice/24/sanpai">http://www.city.kobe.jp/cityoffice/24/sanpai</a>
姫路市	市民生活局美化部産業廃棄物対策課 TEL:079-221-2405 姫路市安田4-1	姫路市HP 産業廃棄物対策課「産業廃棄物管理票制度のしくみ」に掲載 <a href="http://www.city.himeji.lg.jp/s40/2212405.html">http://www.city.himeji.lg.jp/s40/2212405.html</a>
尼崎市	環境市民局産業廃棄物対策担当 TEL:06-6489-6310 尼崎市東七松町1-23-1	尼崎市HP 産業廃棄物の処理「お知らせ」に掲載 <a href="http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kankyo/syorigyou/035manihoukoku.html">http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kankyo/syorigyou/035manihoukoku.html</a>
西宮市	環境局環境緑化部産業廃棄物対策課 TEL:0798-35-3277 西宮市六瀬寺町10-3	西宮市HP 産業廃棄物対策課「手続き・申請」に掲載 <a href="http://www.nishi.or.jp/contents/00005260000300025.html">http://www.nishi.or.jp/contents/00005260000300025.html</a>

産業廃棄物は排出事業者自らが適正に処理することが原則ですが、その処理を産業廃棄物処理業者に委託する場合は、マニフェストにより、委託した産業廃棄物が最終処分まで適正に処理されたか確認する義務があります。

# 電子 manifests の導入をご検討ください！

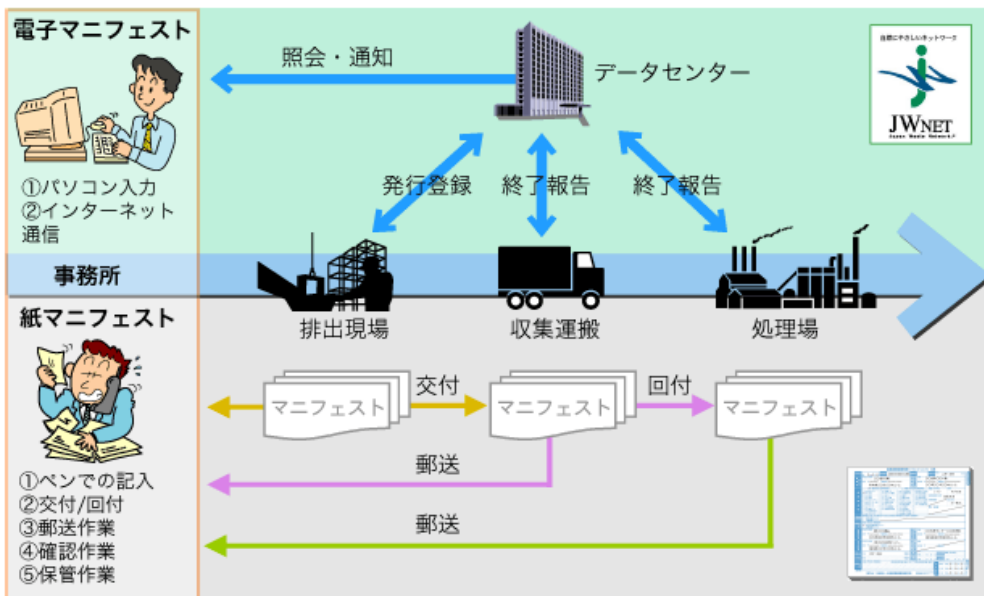
電子 manifests は、(財)日本産業廃棄物処理振興センターが、廃棄物処理法第13条の2第1項の規定により、環境大臣から全国で唯一の電子 manifests 運営主体である「情報処理センター」に指定されて運営しています。

## 電子 manifests の仕組み

電子 manifests とは、紙の manifests に代えて環境大臣が指定する情報処理センターが運営する電子情報処理ネットワークを使用して、排出事業者・収集運搬業者・処分業者をパソコンでつないで manifests 情報を報告・管理するシステムです。

ただし、これを使用するためには、排出事業者、収集

運搬業者、処分業者の三者が加入している必要があります。



## 電子 manifests の特徴とメリット

### 事務処理の効率化

manifests 情報を簡単な入力操作で登録・報告できます。

### 法令遵守

システムが登録項目の入力を確認し、記載漏れをチェックします。

### データの透明性

manifests 情報は第三者である情報処理センターがデータを管理・保存します。

### 管理票交付状況の行政報告が不要

電子 manifests 利用分は、情報処理センターが報告するため所管行政庁への報告が不要です。

詳細や加入方法等については、電子 manifests システムを運用している(財)日本産業廃棄物処理振興センターホームページ(<http://www.jwnet.or.jp>)で紹介しておりますので、ご参照ください。また、(社)兵庫県産業廃棄物協会において加入手続きを行うことができます。

	お問い合わせ先
(財)日本産業廃棄物処理振興センター サポートセンター	TEL: 03-5811-8296 FAX: 03-5811-8277 <a href="http://www.jwnet.or.jp">http://www.jwnet.or.jp</a>
(社)兵庫県産業廃棄物協会	TEL: 078-371-3177 FAX: 078-371-8864 <a href="http://homepage2.nifty.com/hyogo381/">http://homepage2.nifty.com/hyogo381/</a>